

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成28年9月23日(金曜日)
午前9時27分～午前11時48分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 猶野智和 委員長 末永義美 副委員長
竹岡昌治 委員 徳並伍朗 委員
秋山哲朗 委員 安富法明 委員
岩本明央 委員 山中佳子 委員
三好睦子 委員 高木法生 委員
岡山 隆 委員 秋枝秀稔 委員
戎屋昭彦 委員 杉山武志 委員
荒山光広 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
綿谷敦朗 議会事務局長 野尻登志枝 議会事務局係長
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
篠田洋司 副市長 石田淳司 市長公室長
田辺 剛 総務部長 大野義昭 総務部次長
細田清治 総務部次長 三浦洋介 市民福祉部長
西田良平 建設経済部長 白井栄次 建設経済部次長
竹内正夫 財政課長 内藤賢治 健康増進課長
福田泰嗣 地域福祉課長 河村充展 高齢福祉課長
中村壽志 建設課長 志賀雅彦 農林課長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時27分開会

○委員長（猶野智和君） ただいまより、予算決算委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして審査いたしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、報告等ございませんか。

○議長（荒山光広君） ございません。

○委員長（猶野智和君） それでは、議案第72号美祢市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） それでは、議案第72号平成28年度美祢市一般会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

歳出から御説明いたします。補正予算書の72-14、15ページをお開きください。2款総務費・2項徴税费・2目賦課徴收费でございます。

23節償還金、利子及び割引料の過誤納金還付金及び加算金を600万円増額補正するものでございます。

これは、法人市民税で、平成27年度中に前期の申告実績額を基準とする予定申告で予定納税をされた法人で、予定納税の税額が、本年4月以降の決算による確定申告の税額より過大である場合に、その過大となった部分の還付金であり、これが当初予算を上回る見込みとなったため、増額補正をするものでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） 続きまして、3款民生費・1項社会福祉費であります。

2目障害者福祉費・説明欄006自立支援医療給付費等事業におきまして、電算システム変更委託料348万9,000円を計上しております。

これは、障害者自立支援システムをマイナンバー法対応環境にする為のシステム改修費でありまして、当初予算時には国の方針が未確定でありました、自治体間の運用テスト環境の作成、及び業務シナリオテストに係るシステム改修費を追加計上するものであります。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） 続きまして、その下、3目老人福祉費でございます。説明欄010社会福祉施設整備費補助事業として、92万7,000円を増額補正しております。

これは、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業として、平成27年度の国の補正予算繰越事業の採択を受けたことから、介護ロボット導入事業の一部を補助するものであります。

なお、この事業の財源といたしまして、72-10、72-11ページをお開きください。

一番下の表、上段部分になりますが、14款国庫支出金・2項国庫補助金・2目民生費国庫補助金として、同額の92万7,000円を計上いたしております。

72-14、72-15ページにお戻りください。同じく3目老人福祉費でございますが、019介護保険事業特別会計繰出金として、200万2,000円を増額補正しております。

これは、第7期介護保険事業計画策定業務の一部前倒しによるものでございます。説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） 続きまして、3款民生費・2項児童福祉費であります。

1目児童福祉総務費・説明欄006児童クラブ施設整備事業におきまして、予算の組み替えを行うものであります。

これは、教育委員会所管であります、美祢市秋芳桂花小学校の校舎建設に際し、校舎の一角に放課後児童クラブを設置することで、児童クラブを所管しております地域福祉課において、施設整備工事費340万3,000円を計上しているところですが、この度、建設木材について市有林の木材を使用することにあたり、木材の種類、数量が積算されましたことから、これらに関わる設計監理委託料5万2,000円、及び木材の業務委託料88万1,000円、合計93万3,000円を施設整備工事費より組み替えを行うものであります。

なお、積算につきましては、小学校校舎全体の面積按分により、児童クラブ設置面積150㎡分を計上しておるところでございます。

次に、3目母子福祉費・説明欄004児童扶養手当給付事業におきまして、扶助費276万6,000円を計上しております。

これは、父母の離婚などにより受給者数が当初積算見込み以上に増加したものであるものであります。

特定財源としましては、72-10、11ページをお開きください。中ほどになりますが14款国庫支出金・1項国庫負担金として補助率であります3分の1の92万2,000円を追加計上しております。

それでは、72-14、15ページにお戻りいただけたらと思います。

次に、4目児童福祉施設費・説明欄002公立保育所管理運営事業におきまして、設計委託料1,947万円を計上しております。

これは、嘉万保育園と別府保育園の統合につきまして、平成26年より、保護者を中心に協議を進め、本年8月に地域による協議会を立ち上げ、議論を進める中、平成30年4月をめどに、秋芳桂花小学校に隣接して建設を希望するものとの意向を受け、平成28年度において、設計業務を進める必要がありますことから、設計委託料を計上するものであります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 内藤健康増進課長。

○健康増進課長（内藤賢治君） 続きまして、72-16、17ページをお開きください。

4款衛生費・1項保健衛生費・2目予防費でございます。説明欄002予防接種事業委託料として246万円を増額補正しています。

これは、定期接種とされている乳幼児への日本脳炎、麻しん・風しんなどの予防接種事業を、医療機関へ業務委託して実施しておりますが、本年10月から平成28年4月1日以降に出生した0歳児を対象に、新たにB型肝炎ワクチンが定期接種化されることを受けてこのたび増額補正をするものであります。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） 続きまして、同じページの1項農業費・3目農業振興費において、2,147万9,000円を減額しております。

説明欄の002農業振興団体支援育成事業につきましては、農産物出荷安定対策

事業補助金として418万5,000円を追加するものです。

これは、現在のJA山口美祢大豆乾燥調整施設の処理能力面積は86ヘクタールとなっておりますが、市内の平成28年産の大豆の作付予定面積は151ヘクタールとなっており、作付面積の増加に対応するため、施設の増設を予定をされております。この施設増設に関する補助金となっております。

次に、説明欄の021農業経営体質強化事業につきましては、県の今年度からの事業廃止により3,647万2,000円を減額するものです。

次に、説明欄038産地競争力強化対策事業におきまして、1,080万8,000円を追加しております。先ほど申し上げました農業経営体質強化事業は、主穀・園芸用作物の高収益化・低コスト化を支援する事業でしたが、この事業は、園芸用作物と畜産物等の高品質化・ブランド化を推進するための県の新しい事業です。この事業は、園芸用産地対策事業が事業費の3分の2を補助する事業で、1法人・1組合での事業を、また畜産対策事業は事業費の2分の1を補助する事業で1組合での事業を予定しております。

財源といたしまして、県支出金679万4,000円を予定しております。

次に、4目農地費において、199万3,000円を増額しております。

これは、説明欄の012農業集落排水事業特別会計繰出金において、繰出金199万3,000円を追加するものです。

なお、歳入といたしまして72-12、13ページをお開きください。

15款県支出金・2項県補助金・4目農林費県補助金におきまして、2,626万4,000円を減額しております。説明欄の農業経営体質強化事業補助金、3,305万8,000円の減額、産地競争力強化対策事業補助金、679万4,000円を追加するものです。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） 72-16ページ、17ページでございます。

8款土木費につきまして、御説明をいたします。1項土木管理費・1目土木総務費の負担金補助及び交付金につきまして、150万円を追加するものでございます。

これは、説明欄003土木総務事業の危険家屋除却推進事業補助金でございます。市内の常時無人な状態にあり、適正に管理されていないことにより、倒壊また

は建築材等の飛散の恐れのある危険な家屋の除却事業に係る補助金でございます。

ここで、お手元に配付しております美祢市危険家屋除却推進事業補助金交付要綱と美祢市空き家等対策協議会設置要綱につきまして、主要な事項を御説明いたします。

最初に、美祢市危険家屋除却推進事業補助金交付要綱をごらんください。

まず、趣旨といたしまして、第1条にございますが、先ほど申しましたような危険な家屋の除却を推進することにより、市民生活の安全・安心及び良好な生活環境を確保し、誰もが安心して住める、やすらぎのあるまちづくりを推進するため交付するものであります。

次に、定義といたしまして、この要綱の用語の意義を定めております。第2条2号にございます「危険家屋等」について御説明いたしますと、空き家等のうち別表第1要綱4ページをお開きください。住宅の不良度測定基準表において評点の合計が100以上、すなわち、構造の腐朽又は破損の程度等が大きいもので、かつ、要綱5ページに示す、別表第2の周辺への危険度判定基準表に掲げる項目のいずれかに該当するもの、すなわち、落下や倒壊等により道路や隣家に影響を及ぼす恐れがある場合に該当するものであります。

次に、補助対象者につきましては、第4条の各号いずれにも該当することが必要でございますが、その中の1号において、申請のあった前年の世帯総所得額が250万円以下である者に限定しております。

なお、補助金の額につきましては、第6条にございまして、補助対象経費の2分の1、ただし、申請のあった年度の世帯員全員の市民税が、非課税である者は70万円、また申請のあった前年の世帯総所得額が、250万円以下である者は50万円を限度とするものでございます。

続きまして、美祢市空き家等対策協議会設置要綱をごらんください。

所掌事務につきましては、第3条にございますが、空き家等対策計画の策定及び変更に関する事、空き家等が特定空き家等に該当するか否かの判断に関する事、空き家等の調査及び特定空き家等と認められるものに対する立ち入り調査の方針に関する事、特定空き家等に対する措置の方針に関する事などであります。

組織につきましては、第4条において、会長及び委員12人以内をもって組織することとし、委員につきましては、第2項に、空き家等対策の推進に関する特別措

置法第7条第2項に規定する者（市長を除く）のうちから市長が委嘱することとしております。

この法第7条第2項には、協議会は、市長のほか、地域住民、市議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他市長が必要と認める者をもって構成することとなっております。

なお、この協議会の委員につきましては、できるだけ早い時期に選任いたしまして、第1回の協議会を11月中旬に開催する予定にしております。

ここで、危険家屋等と特定空き家等の違いについて、もう一度整理いたしますと、危険家屋等とは、空き家等のうち、住宅の不良度測定基準表において評点の合計が100以上で、周辺への危険度判定基準表に掲げる項目のいずれかに該当するものと定義しております。

一方、特定空き家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、又は、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等と定義しております。

なお、特定空き家等は将来の蓋然性を含む概念であり、必ずしも定量的な基準により一律に判断することはできないため、特定空き家等と認められる空き家等に関し、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらす恐れがあるか否か、及び悪影響の程度と危険等の切迫性を勘案して、総合的に判断することから、協議会において学識経験者等の意見を聞いた上、判断することになります。

それでは、補正予算のほうに戻りまして72—18、19ページでございます。

2項道路橋梁費・2目道路新設改良費の負担金補助及び交付金につきまして、483万円を追加するものでございます。

これは、説明欄002道路整備事業の県事業負担金でございまして、県施工の急傾斜地崩壊対策事業、大嶺町北分の羽永地区におきまして、今年の6月23日の豪雨により、来年度施工する法面に表層崩壊が発生し、現在の状態では法面が不安定であり、対象施設への安全を確保するため、年次計画を前倒しし、表層崩壊を抑制する対策を講じる必要がありますので、その対策工事費に対する県事業負担金を追加するものでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） 続きまして、3項都市計画費・6目公共下水道事業費におきまして、公共下水道事業の経営戦略策定に関わる経費の繰出金といたしまして99万7,000円を追加しております。

○委員長（猶野智和君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 続きまして、10款教育費・1項教育総務費・2目事務局費・説明欄004事務局業務におきまして、113万9,000円を増額補正するものであります。

これは、平成29年4月、東厚小学校及び川東小学校と厚保小学校統合に伴い東厚小学校と川東小学校の閉校記念事業に対し、50万円ずつ補助を行うとともに、閉校式式典にかかる費用であります。

続きまして、2項小学校費・1目学校管理費・説明欄002スクールバス等運行事業におきまして、654万5,000円を増額補正するものであります。

これは、東厚小学校と川東小学校が厚保小学校に統合することに伴い、東厚小学校、川東小学校区の児童を送迎するため、車輛2台を購入するものであります。

この特定財源として、補正予算書の72-10、11ページをお開き願います。14款国庫支出金・2項国庫補助金・5目教育費国庫補助金・1節小学校費補助金におきまして、へき地児童生徒援助費等補助金304万円を見込んでおります。

続きまして、補正予算書の72-20、21ページになります。

3目学校施設整備費・説明欄002秋芳北部地域統合小学校備整備事業におきまして、施設整備工事を1,074万円減額し、同額を業務委託料に追加するものであります。

現在、平成30年4月の嘉万小学校と別府小学校の統合に向け、校舎の建設に取り組んでおります。

この統合により開校する秋芳桂花小学校の校舎は、一部鉄筋コンクリート造ではありますが、木造で建設することとしており、詳細な木材の必要材積等の積算ができたことに伴い、市有林の使用量を増加させるため、工事請負費を減額し、市有林の運搬・乾燥・製材業務にかかる委託料を増額するものであります。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） 続きまして、同じく教育費、5項社会教育費・2目公民館費につきましては、003公民館管理運営事業の需用費、修繕料において、33万5,000円を増額補正しております。

これは、綾木公民館に設置しております浄化槽フロアの修繕に係る経費であります。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 末岡教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長（末岡竜夫君） 同じく社会教育費、次の目の12、ジオパーク推進事業費でございますが、Mine秋吉台ジオパークセンター管理運営事業費といたしまして1,270万2,000円増額するものでございます。

これは、本議会議案第78号で御提案させていただいておりますMine秋吉台ジオパークセンターにおける供用開始を予定している本年11月から平成29年3月まで、約5カ月間の管理運営にかかる費用を計上したものでございます。

主なものは、Mine秋吉台ジオパークセンターへ訪れるお客様への案内業務に対する委託料を管理委託料といたしまして498万7,000円、それから、お客様の休憩スペースの約50席のイス、テーブル、また本棚、照明機器などの家具やコピー機や電話機などの事務用品など、供用開始に伴う初期費用といたしまして、庁用一般備品購入費を603万2,000円を計上させていただいております。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） それでは、続きまして歳入について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、72の……失礼しました。

○委員長（猶野智和君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） 続きまして、72—22、23ページをお開きください。

11款災害復旧費です。この災害復旧費は、本年の7月12・13日の梅雨前線により美祢地域の豊田前雨量観測所において、24時間最大雨量108ミリメートル、また、時間最大雨量24ミリメートルを観測し、各地で農林施設災害・土木施設災害が発生しております。この災害復旧にかかる補正予算となっております。

まず、1項農林施設災害復旧費です。1目単独災害復旧費において、693万円の追加をしております。

説明欄の001農林施設単独災害復旧事業におきまして、裏山崩土取り除き工事7件の工事費480万円、及び農地・農業用施設7件の地元施工工事に関する補助金213万円を追加しております。

続きまして、2目補助災害復旧費において、210万円を追加しております。

説明欄の001農林施設補助災害復旧事業におきまして、農地1件に対する災害復旧に係る工事費150万円、測量設計業務委託料60万円となっております。

なお、財源としまして、県支出金の農林施設補助災害復旧事業補助金75万円、分担金及び負担金の、地元分担金37万5,000円を予定しております。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） 続きまして、土木施設災害復旧費の補正でございますが、被災日と雨量につきましては、農林施設災害復旧費で説明したとおりでございます。

それでは、その下2項土木施設災害復旧費でございます。1目単独災害復旧費において、386万円を追加しております。

これは、説明欄の001現年土木施設単独災害復旧事業におきまして、崩土取り除きなどの応急対策業務3件と補助災害3件分の測量設計業務を合わせた委託料386万円となっております。

続きまして、2目補助災害復旧費において、2,550万円を追加しております。

これは、説明欄の001現年土木施設補助災害復旧事業におきまして、河川1件、道路2件の工事費2,500万円、その下、補償金50万円となっております。

なお、財源といたしまして、災害復旧費国庫負担金といたしまして、1,700万8,000円を予定しております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） それでは続きまして、歳入について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、72-10ページ、11ページをお開き願います。

国庫支出金等の特定財源につきましては、先ほどの歳出の説明の際に御説明申し上げますので、それ以外のものについての御説明とさせていただければと

思います。

まず、10款地方交付税・1項地方交付税・1目地方交付税におきまして、9,040万8,000円を追加いたしております。

続いて 72-12、13ページをお開き願います。

21款市債・1項市債・2目民生債におきまして、公立保育所施設整備事業債として1,940万円、9目農林債におきまして、農林経営近代化施設整備事業債として410万円、8目教育債において、スクールバス導入事業債300万円、9目災害復旧債におきまして、土木施設補助災害復旧事業債として790万円を追加いたしております。また、10目臨時財政対策債においては発行可能額の確定に伴い3,750万円を減額いたしております。

続きまして、72-4ページをお開き願います。

ここでは、地方債の補正をお示しいたしております。

公立保育所施設整備事業債、農林経営近代化施設整備事業債及びスクールバス導入事業債を追加いたすとともに、土木施設補助災害復旧事業債及び臨時財政対策債について、限度額の変更を行っております。

議案第72号平成28年度美祢市一般会計補正予算（第4号）の説明につきましては、以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案について質疑はございませんか。高木委員。

○委員（高木法生君） それでは、私のほうから、72-16ないし17ページ、4款衛生費の予防接種事業につきまして、お伺いをしたいと思います。

この事業につきましては、B型肝炎の予防接種が本年10月から定期接種化され、と同時にまた、無償となるということであろうかと思いますが、この無償となる対象者の方については、どのような方が該当するのかお伺いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 内藤健康増進課長。

○健康増進課長（内藤賢治君） 高木委員の御質問にお答えいたします。対象となる方は、平成28年4月1日以降に出生した0歳児が対象となります。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 高木委員。

○委員（高木法生君） はい、ありがとうございます。対象者がこの4月以降という

ことでございますが、10月からこの無償化になったわけで、それまでの6カ月間に接種をされた方、ないし今後希望でこの予防接種を行いたいという方については、今後、今は有料であろうかと思えますけれども、今後補助とか助成をされるお気持ちがあるのかどうか。

以前一昨年でしたか、肺炎球菌ワクチンが半額ぐらいに助成が出だしたと思えますけれども、そういった状況に、この接種もなる予定があるのか、その辺をお聞きしたいと思えます。

○委員長（猶野智和君） 内藤健康増進課長。

○健康増進課長（内藤賢治君） 高木委員の御質問にお答えいたします。助成につきましては、今のところ考えておりません。といいますのは、B型肝炎、この新しい制度ができるまでは、あくまでも任意接種扱いであったために、これまで接種された方は自己負担でされておられます。

また、肺炎球菌ワクチンにつきましては、A類とB類というワクチンの区分がありまして、A類は定期接種ということで、全額市が負担しております。B類につきましては、現在国で定められておりますのが、高齢者肺炎球菌と高齢者のインフルエンザワクチンになります。これが、3割ほど市が負担をしておるということでございます。このB型肝炎ワクチンにつきましては、あくまでもA類ということで、全額この対象、定期接種の期間については無料ということで、それを外れると、全額自己負担ということになっておりますので、あくまでも国の指針に従って実施していこうというふうに考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 2、3お尋ねをいたします。最初は72-14、15の徴税費でございます。今先ほど、予定納税でしとったけど、決算組んだら、思うたより儲からなかったからということで、市のほうから、税金を返されると思うんですが、これは会社の数は何社ぐらいあったんでしょうか。わかれば。

○委員長（猶野智和君） 細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） 済みません、会社のですね、数についてはちょっと把握できておりません。どう言いますかね、これは予定納税で納め過ぎられたから、確定申告でされたら、それ以下でしたので、納め過ぎる分をですね、還付するよと

ということでございまして、数はちょっと申し訳ありませんけど、数社だと思います。10社は行ってないと思います。ただし、金額は1社について、かなり太い金額です。そういうふうな補正予算を組まさせていただきました。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） わかったような、わからんような御答弁ですが、次にまいります。72-16、17ページの農林費について、お尋ねをいたします。農林費の中で右のほうで、農業振興団体支援事業というのがあります。

これは、先ほど大豆等の面積がふえて、それはわかるんですが、当初予算書の225ページ、白いあれ、もっておられますかね。002農業振興団体支援育成事業というのがあります。で、この中には入っていないので新規だということ理解できます。

で、問題は、その下の農業経営体質強化事業3,647万2,000円で、先ほどこのうち、県の支出金が2,626万4,000円という額が、県のほうから入ってこないんですが、単純に言いますと、県は当初こういう事業やったら、これだけのお金を出してあげますから、美祢市の方は事業しちやないですかというふうな、単純に言えばそういうふうになると思います。

それで、これは関係の農家、農業法人とか集落営農とか、いろいろあると思いますが、その辺への周知徹底とかこれを無くしたよ、その代わり、あとで申し上げますけど、038なんかのほうへの関係すると思いますが、そのような周知はどのような方法で、おやりになったのでしょうか。

それともう一つ、これが2,100万以上ですから、2億4,300万のうちの8%強になるわけですね。減額の率から言うたら。その辺のことも、何かいかにも、もったいないような感じがするんですけど、その辺はどのように理解をすればよろしいでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） ただいまの岩本委員の御質問にお答えをいたします。

補正予算書のほうの72-17ページの021農業経営体質強化事業につきましては、県の予算の公表が4月以降に事業内容等が公表されます。28年度予算作成の段階では、27年度に行われていた、今の農業経営体質強化事業の基準に基づい

て、先ほど申されましたが、各農業生産法人と農業者とにお問い合わせをして要望を把握しております。先ほども申し上げましたが、4月以降に県の予算内容が公表されるといふことで、この021農業経営体質強化事業につきましては廃止をされたところではあります。

次の038の産地競争力強化対策事業につきましては、事業内容は変わってはおりますが、021農業経営体質強化事業に対応する新しい事業となっております。この要望等につきましても、先ほど申し上げましたが、予算の内容の公表後、4月以降各法人等農業者に通知をし、この事業にのれるかのれないかという、補助を頂けるか頂けないかという辺を協議をいたしまして、現在の予算額を県に要望をしているところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） それはわかります。というのは、新年度予算で231ページの上から7行目に021で予算が組んでありますのでそれは理解できるんですが、私が言いたいのは、あまりにも減額率が高いちゅうか8%強にもなるようなもので、もったいないなあちゅう感じがするわけです。

もう一つですね、心配するのは前にも2、3回言ったことがあるんですけど038の産地競争力強化対策事業というのがありますが、これも既に四六、七三、まあ、本年度の半分以上、半分を経過しておるわけですけども、これ何かのほうでも1,000万ちょっとの額になりますけども、今言った農業法人とか集落営農とかその辺への周知、充分できるんでしょうかね。やはり、農業経営者の私も農業をしておりますし、認定農業者であるわけですけど、やはり11款の災害復旧費なんかはすぐ、修理してほしいところとか出てきますけれども、実際には農家も農業法人も、集落営農もなかなか計画……ぽときて実際にそれを採用なり申請をできるかどうかというの疑問に思うんですけども、その辺はどうなんですかね。最後になったらまた減額補正つちゅうことも毎年結構農林費は大きな減額補正が出てくるんですけど、その辺はもう一度確認したいんですけども、どんなものでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） ただいまの岩本委員の再質問にお答えをいたします。

021の農業経営体質強化事業につきましては大変要望の——法人等農業者の要

望の多い事業でしたが、その事業につきまして県が廃止をしたため事業継続が不可能になったということでございます。

038の産地競争力強化対策事業につきましてはさきほども申し上げましたが、県の予算内容、また事業の内容等が公表されるのが4月に今年度事業内容等の公表がされております。4月以降、各農業者及び法人等に要望をお聞きし、現段階でおおむね県のほうに採択していただけるだろうという金額1,080万8,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 私の質問の仕方が悪いかもしれませんが、いまいち納得できないような気もいたします。次にまいります。

次に教育費の件についてお尋ねいたします。72-18、19ページの一番下ですが、スクールバス2台購入というのがあります。これは購入の方法は例えば入札とかその辺のことも充分考慮されておやりになる予定かどうかその辺のこともひとつ御答弁をよろしくお願いいたします。

○委員長（猶野智和君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 岩本委員の御質問にお答えいたします。スクールバスの購入につきましては、入札により購入業者を決定したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） その入札は何社くらいの対象の会社は何社くらいを予定をしておられますか。御答弁をお願いします。

○委員長（猶野智和君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 岩本委員の御質問にお答えいたします。具体的に入札業務については監理課のほうで対応していただくようになりますが、市内の取り扱い可能な業者を中心に指名がなされるというふうに考えております。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。先ほどの岩本委員の農業関係の件ですが、72-17、これで先ほどの説明の中で、農業経営体質強化事業、これは要望が多

かったと説明がありました。しかし、予算を残してでの廃止、廃止は27年度で終わりだったんですが、予算を残したまま廃止って、要望は多いのに予算が残ったっていうのも、ちょっと納得いかないところですが、もちろん県が廃止ということはわかっておりますが、予算を使い切らないうちに廃止になったんでしょうか。お尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） 三好委員の御質問にお答えをいたします。先ほども、岩本委員からの御質問の中で御説明を申し上げましたが、県の予算要求時点では、県の28年度の予算の内容というのがわかっておりませんでしたので、27年度の県の事業に基づく予算を要求をしております。

4月になって、県の新しい事業が公表になりましたので、021の農業経営体質事業につきましては、28年度につきましては、事業を県の補助金がありきの事業ですので、県の補助金がないということで廃止、市のほうも廃止をしたという状況です。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。ちょっと3回の質問ということで、ちょっとまとめてお尋ねしますが、そういうことで002ですが、この農業振興団体支援育成事業、これは大豆を生産する——収穫したあと、製品にするための事業だったんですが、今回過疎債を使っただけの事業となっております。

この先ほどの27年度になくなったっていうこの経営強化体質事業というのは、これはですね、大豆とか麦とか機械導入についての補助金だったと思うんですが、このときになぜ使えなかったのかということと、それから、038この競争力について、競争力強化事業ですが、これはどのようなものに使えるか、これブランド化とか、高品質とかいうことだろうと思いますが 美東ごぼうの生産には使えないだろうかということについてお尋ねいたします。

○委員長（猶野智和君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） ただいまの三好委員の再質問のほうにお答えをいたします。まず、002の農業振興団体支援育成事業につきましては、なぜ今なのかという御質問だったと思いますが、平成28年産の大豆の作付け予定面積が把握できる

のが、6月頃と——6月に予定面積が決まります。先ほど申し上げましたが、今年産の大豆の作付け予定面積が151ヘクタールとなりましたため、現在の施設では対応できないということで、今回の補正に計上させていただいております。

021の農業経営体質強化事業が大豆等の事業に使えたのではないかと御質問もあったかと思いますが、それにつきましては、28年中——28年も県の事業内容、事業メニューが同じであれば、002も今回計上させていただいております補助金にも使えるメニューでしたが、先ほどから何度も申し上げておりますが、28年度は県のほうが廃止をしたということで、今回の市単独の補助金ということで計上させていただいております。

続きまして、038の産地競争力強化対策事業のメニューについての御質問でしたが、この産地競争力強化対策事業につきましては、2つのメニューがございます。園芸産地対策といたしまして、高品質化やブランド化に必要な機械、施設等の整備を支援するものと、畜産産地対策といたしまして、肉質向上、低コスト化に必要な機械、施設等の整備を支援するという2つのメニューがございます。先ほどのごぼうに対して使えないかということですが、園芸産地対策事業のほうにつきましては、ごぼうも対象となっております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。次が3回目ですので、よろしくお願いします。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。この産地競争力強化対策事業、これは28年度に生まれたもので、終わるのも28年度で終えなくてはならないというものだと思いますが、先ほど説明がありましたが、この詳しい説明が農家の方はこの中身を御存じなのだろうか、農家といってもこれは個人ではだめだということで、法人か3軒以上の農家でないと、3人の集合の農家でないといけないということ、集団ですね、農業でないといけないこととか、から30アール以上とか、いろいろ制限があると思いますが、そういったことを農家の方は、こういったこの事業を、補助金を使いたいということも……農家の方は今一生懸命頑張っておられます。

そういったことで、こんな事業があるということを御存知ない方もあるのではないかと思います。この産地競争力強化対策事業が28年度で終わらなければならないと、それももうすでに半年、先ほど意見もありましたけど、半年過ぎていると、

残りの半年でこれが使い切れるかどうか、農家の方に周知徹底とかありますが、その点はどのようにされているのか。

ちょっと私が調べた中では、8品目だということなんですが、この中でニンジン、キャベツ、ジャガイモ、玉葱とかいちご、トマト、とかあるようですけれど、これらをどのように事業に使っていくかという指導とか周知徹底とかは、どのようにされるのでしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（猶野智和君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） 三好委員の御質問にお答えをいたします。新しい産地競争力強化対策事業につきましては、県の事業です。県が周知、各農林事務所等を通じて周知をする方法もございますし、市も各農業団体、農業生産法人等に直接新しい事業がありますということで、資料等を郵送しているところです。

それと、JA山口美祢さんに設置をしております農業管理センターにおきましても、様々な農業者、農業団体等の事務局を管理センターがされておられますが、その中で周知をしております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） はい、ほかに質問はございませんか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 一つだけ、72-16と17の一番下の土木費の危険家屋除却補助金の150万円の件ですけど、私は今まで危機管理、それからリスクの抽出ということで、いろんなことお話ししてる中で、今回美祢市の危険家屋除却推進の要綱が、こういったことでできてまして、先ほどお話がありましたように、最高評点が100を超えた場合ということでお話があったと思いますが、このあたりの、現時点での対象家屋というのは何軒ぐらいあるんか、それともないんでしょうか、そのとこだけちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの戎屋委員の御質問にお答えいたします。今の危険度判定ですけれども——不良度判定ですけれども、まだ、実際に職員が行って、審査、判断した事例はありません。

うちの建築の技師のほうと管理系のほうで、あわせて申請があった家屋につきまして、調査に入って審査するという手順になろうかと思えます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 他に質疑は、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今回の戒屋委員の質問の関連なんですけど、この要綱ちょっと見せていただいたんですが、定義の中で（3）の所有者と、いわゆる「危険家屋等の所有者またはその相続人」と、こういうふうになってるわけですが、これ私が一部ちょっとよその市町村ですが、体験をいたしました。

例えば、お母さんが1人、息子さんは都会に出ておられる、多分息子さんは相続人だろうということなんですけど、施設に入ってるそのお母さんに話しをしても、いや、もうちょっとしたら崩れるけえ置いちよくと、息子さんのほうに連絡しても、そりゃおふくろに聞いてくれと、こういうような話なんですね。

したがって、今回の危険家屋の、これまあ除却推進ということですから、今さっき建設課長が話されたように申請があったらやると、これは確かにそれでいいんですが、例えば自然崩壊を待つ方、これらの歯止め策として、今後危険家屋対策事業として、もう少し幅広く取り組まれるお考えがあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えいたします。危険家屋除却推進事業は、申請があったものを考えております。しかしながら、ただいま空き家対策協議会も設置することにしておりまして、それと併せて空き家対策計画並びに空き家の実態調査、このほうも併せてやるようにしております。その中で適正管理に関するパンフレットなりを程度により送付するようにはいたしますので、そういったことを含めて取り組んではどうかという話しは、その都度させていただきますと考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） よろしいですか。他にはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、ふたつの項目に関しまして質問してまいりたいと思います。

まず最初にですね、72-12と13であります。この中で臨時財政対策債、今年度の予算においては、3,750万円が大きく減額されております。

それで臨時財政対策債、わかる人はわかるんですけども、まあ地方交付税……普通、市税、基準財政需用額を100としたら、後は市税とそういったとこと、後

もう一つは厳しい自治体に関しましては国から、地方普通交付税がどーんと入ってきて何とか基準財政需要額を賄っているとそういう形ですけれども、普通交付税がなかなか国からすぐお金が賄えんということでの臨時財政対策債になっておると思っています。

それで、臨時財政対策債を発行するわけですけれども、国がやってくれと言いますので、これについてまずどのような形でこれ、民間の金融機関から借りるんか、政府機関からお金を借りるんか、また利息も発生しますので、これについてこれもちゃんと国が払ってくれるんかとかこういうところの臨時財政対策債を返していく上においての返し方とかこの辺の仕組みについて、まず最初に簡単に説明していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） それでは、岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。まず臨時財政対策債がどういったものかという御質問だったかと思えます。

臨時財政対策債は公共事業のための資金調達といった目的から外れたいわゆる特例債でございます。臨時的な対応ということで続いておりますが、その都度期間が終わりましたら延長されて現在にいたっておるところであります。岡山委員のおっしゃったとおり、地方財政の不足に対するために発行されているものでございますが、その発行の可能額は地方交付税の算定にあたりまして、その過程でその一部を臨時財政対策債に振り替える形で決定することとなっております。

なお、その元利償還金につきましては、本年度の地方交付税で全額措置されておる形になっておりましていわば地方交付税の分割のようなかたちになっております。本年度におきましても、方向性を踏まえまして4億4,550万円と多額の臨時財政対策債の予算計上いたしておるところでございますが、これも本年度の地方交付税の定められた算定結果の過程によりまして決まったものであります。当然、財源調達の手段としては本市としても起債をしているということで御理解いただけたらと存じます。

なお、その起債の中身ですけれども、ほとんど政府関係の財政融資の関係のほうから借り入れることとしておりまして、近年の利率では0.3%、20年の償還期間という形になっております。なお、この度臨財債を減額した理由でございますけれども、地方交付税の算定にあたりまして、基本財政収入額、こちらのほうが当初の見

込みより増加したことにより、結果といたしまして臨時財政対策債を減額するということになったものでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） よくわかりました。まあ今回は国の税収が結構上回ったということで、その分が基準財政収入額がふえたということで当然普通交付税の発行が少なく、組むのが済んだわけでございます。

それで、今回の臨時財政対策債は公共事業、そういったところで臨時財政対策債には財源が充てられるということで、そういう中でそれを起債として返していく期間ってというのは、1年ですぐ返すわけやないから結構10年とか20年となりましたので、そういう中で返していきますので一遍に返したら大変だなと思いましたが、そういう形での対応ってことでよく理解できました。

今後、こういう制度がほんとにええかどうか、県も同じように臨時財政対策債がほんとにかなりふえておりますし、今、この美祢市における臨時財政対策債というのは大体どの程度、率として、比率としてあるのかどうか。この点について最後よろしくをお願いします。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの質問についてお答えしますが、まず臨時財政対策債、こちらのほう、地方交付税の算定の仕組みの中で決まっておりますので、できるだけ発行可能額については借り入れをしている状況であります。

平成27年度末でこちらの償還未済額が69億1,500万程度となっております。先ほど申しましたとおり、いずれも政府系の借入先ということで利率については低く抑えておられると思いますし、今年度で全額の地方交付税により算定されますのでその分丸々帰ってくるという形になっておりますので、ということをお報告しておきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） わかりました。いずれにしてもこういった臨時財政債は必ず交付税措置で戻ってくるということは理解しております。まあ、こういったシステムであるということをお聞きしていただくことが大事かなと思っております。

それで、次の質問なんですけど、先ほどからちょっともう出ておりました危険家屋除却推進事業補助金ということで150万円、二人の方がもう既に質問されたけれども、今回こういったことに関しまして美祢市危険家屋除却推進事業補助金交付要綱、まずこれは私は、まず作られたということは評価しています。まずこういったところ一步進めていかないと、こういう問題というのは解決しないことであって、いつまでもこういった要綱というのができなかったのならば物事は進みません。そういった面では本当にこういった要綱ができてよかったな、このように思っております。

それで、今回対象家屋、基本的にこういった補助金をいただいて家を崩す方、ほとんど、さっき竹岡委員とかもありましたけれども、地主さんとか家を持つての方がもう家を崩れるのを待つとか、またもうお金がなかったりしてどうしようもないっちゃう場合もありますし、まずこういった補助金の要綱ができましたので、本当危険家屋で放置されている所、実際補助金をもらってこの危険家屋を崩していこうって、それだけの余力があれば補助金をもらって崩していけるけれども、それ以前の方が結構20から30くらい私はおられると思います。

こういったところについて対応が難しいとは思いますがけれども、まずこの補助金交付要綱を県内以外、県外におられて危険家屋がある、こういった方々に対しての、今回こういった要綱ができたことに関しまして周知、お話をしないといけない。これを今後どういう形で進めていくのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。一応、今から空き家の実態調査を先ほども申しましたけれど、していく中で所有者の特定等進めてまいります。その所有者が把握でき次第、適正管理のパンフレットと併せてこの除却要綱も送付して、なるべく自らが除却していただくようお願いをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） わかりました。しっかりとそういったところからまず始めていかなくちやあならないということで、なかなか大変だと思いますけれども御尽力の

ほどをよろしくお願いを申し上げます。

関連ですけれども、こういった危険家屋におきまして、しっかり進んでいないところがある。こういった中で、台風、大風じゃあなかったんですけれども、今回こういった廃屋の2階、1階、そういったところのガラスがあります。このガラスが風によって飛んで、そして歩く人に当たらなかったけれども、そういった散乱したと。こういう面におきまして今この補助金を使うことは対象外とは思いますが、これ辺についての、ちょっと関連ですけれども何らかこういう危険を少しでもなくする方法というか何かお考えでしょうか。お尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの岡山委員御質問にお答えいたします。台風等、その時には対処しにくいわけですが、その前からそういう危険性が把握できる家屋につきましては、道路に面していたり、赤線、青線等がありました場合には危険防止のためバリケードや看板等設置するようにしております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） かなり長引いておりますので、予算に直接関係のある質問をお願いいたします。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。72-21ページなんですけど、Mine秋吉台ジオパークセンター管理運営事業、これについてですけど、この委託料が計上されております。それぞれの委託先をお尋ねいたします。

それと、業務委託については、毎日出勤なのでしょうか。また、ゲートウェイについて当初ゲートウェイという名前でしたが、このゲートとは門という意味なので観光の入り口と思っておりましたが、業務の内容についてお尋ねいたします。

それと配置、設計配置についてどのようになっているのかお尋ねいたします。

○委員長（猶野智和君） 末岡教育委員会事務局次長。

○委員長（末岡竜夫君） 三好委員の質問にお答えいたします。一昨日の教育経済委員会におきまして、この議案に係る設置条例の議案で説明をさせていただきました。それとちょっと重複するかもいたしませんけど、その説明をさせていただきたいと思います。

本施設、この概要申し上げます。所在地は秋吉台——失礼しました、秋芳町秋吉字台山1237番地862でございます。施設の計画を申しますと建物内の約4分

の3のスペースが誰でも自由に入出りできる休憩スペースとしております。観光客のおもてなしと情報発信のための案内カウンターなど設置することとしております。残りの4分の1のスペースで世界ジオパーク推進課の職員が常駐をいたします。

この施設の管理運営については直営でございまして、ここに書いてありますように委託料、部分部分を委託することとしております。委託料の中で管理委託料でございしますが、この管理委託料につきましては当センターの受付カウンターにおいて観光客の案内業務を行う者と考えております。業務時間は年末年始を除く毎日、朝9時から夕方17時までの業務というふうに考えております。

それから清掃委託料、書いておるとおりです。管内の清掃の委託料、それから警備委託料、あの辺りは人気は夜なくなりますので警備会社の方に警備委託料を業務として委託したいと思います。その下の業務委託料と申しますのは、あそこのインターネットの回線であるとかそういう初期の業務に対する委託料でございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。清掃委託料はどこへ委託になるのでしょうか。ちょっと答えがありませんでした。

○委員長（猶野智和君） 末岡教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長（末岡竜夫君） 市内の業者になると思いますが、これから決定をいたします。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） わかりました。清掃といえばこの台山、以前も申し上げましたが台山——シルバーの方に委託かなと思いましたが、確認いたしました。違うんですね。以前も申し上げましたが、秋吉台の台上やその台上にある各施設の清掃で働かされているシルバーの方の休憩所がないということは以前にも申し上げましたが、その後の展望台のトイレの横の部屋を使ったらどうかとの回答もありましたがあの部屋は機材がたくさん置いてあって入る隙間などないということなんです。この今回このシルバーさん、隙間がないということでジオパークとかおもてなしとか大変な仕事なんです、草刈りや清掃などシルバーさんの支えがあってこそ秋吉台に訪れられた方が快適に過ごしていただけたらと思います。

シルバーさんに限らず、働く人たちの休憩所としての設置のスペースをこのセンターの1室に設けていただけるかどうかたびたびお尋ねしますが、まだお尋ねさせていただきます。回答お願いいたします。

○委員長（猶野智和君） 末岡教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長（末岡竜夫君） 三好委員の御質問にお答えいたします。このセンターの施設の設置目的からいたしまして、そういう休憩室は想定しておりません。

以上です。

○委員長（猶野智和君） また次3回目ですけれど、予算に関係しないものであればこの後、その他の項目がありますのでそちらのほうでいってもらえたらと思います。よろしいですか。それでは、この際11時5分まで休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時04分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、委員会を開きます。その他質疑はございませんでしょうか。安富委員。

○委員（安富法明君） 4点ほど、お聞きをします。まず最初にですね、72-15ページに民生費の老人福祉費がございます。説明の中で92万7,000円、介護用ロボットをですね。導入するんだということなんですが、社会福祉施設整備費ですから施設管理者に対する補助だろうというふうに思うんですが、どういうもので、何件といいますか、何施設ぐらいの対象があるのか、お聞きをします。

○委員長（猶野智和君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの安富委員の御質問に対しましてお答えします。介護ロボットの導入事業ですけれども、まず社会福祉法人1社でございます。対象となりますものは……。内容につきましては、介護ロボットにつきまして法的な定義はございませんが、介護支援型や自律支援型、コミュニケーション、セキュリティー型等の介護ロボットがあると言われておりますけれども、今回は介護支援型のロボットを1台、導入される予定となっております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 基本的なことなんです、この事業は1社というお答えなんです、他に事業されてる方もあろうかと思うんですが、そういった要望には全部答えていけないということなんですか。

○委員長（猶野智和君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） この事業につきましては、平成27年度国の補正予算・繰越事業として県のほうから要望調査がございました。その際にですね、この導入事業に募集されましたのが1社ということになっております。

したがって、その1社が対象ということで県を通じて要望させていただいた結果、内示が出たというものでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） わかりました。今後こういうふうな要望がふえてくるだろうということを考えております。そのよう対応をされることを期待しております。

次に、同じくその下に、民生費、児童福祉費の桂花小学校の関係で児童クラブができますよとこういう話なんです、最初の時に本会議だったと思うんですが質問したんですが、理解できておりませんのでもう一度お聞きをします。

桂花小学校、嘉万にはですね、児童館があります。この桂花小学校の中に保育園が併設されるわけですが、児童クラブとしての部屋をつくれますよとこういう話なんです、基本的に今児童館を利用している子供たちは、これで対応といいますか、児童クラブでそういうような話や措置がされると思うんですが、2つの違いと児童館が必要なくなるのかどうなのか、そういうことです。お聞きをします。

○委員長（猶野智和君） 福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） 安富委員の御質問にお答えいたします。最初の質問は児童館と児童クラブの違いでございます。児童館につきましては、これは嘉万にございますが、誰でも、登録すれば、誰でも利用できる。端的に言えば、遊ぶ場所でございます。そういった形で事業を展開しています。児童クラブというのは、正式には放課後児童クラブと申します。要は学校が終わり、放課後家に帰られても、お子様を見る方がおられない。保護者がいられない、家庭に対してですね、その時間内を児童クラブという場所で見守るといような形でございます。

こちらの目的は親の就労しやすい環境をつくる。ということの目的に設定されて

おります。小学校と連携をとる。小学校が終われば、安全安心な形で交通事故からも回避できるということで近くにあるということが一番いい場所である。

2番目の質問ですが、児童館でございます。今の嘉万の現状を申しますと、嘉万の児童館という施設の中で児童クラブ、今申しました児童クラブという事業、と児童館という事業、一緒にやっております。登録の方を申しますと、ほぼ同じ人数でございます。1名、2名児童館だけ利用すると言っておられる方がおられますが、大体の目的は児童クラブの利用がほとんどでございます。児童館の今後でございますが、これはやはり地域の方と今後協議を進めていく必要があるかと思えます。なるべく今、小学校、保育園、そして児童クラブという一つの場所でコンパクトに子育て環境を整備しておりますので、なるべくそこで賄えるような形をとるというのも1つの方法かと思えますが、これは今後地域の方と議論の中で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） まあ、今の説明なんですけど、恐らくですね、私も制度的な違いがあっても、内容的には同じものだろうと思うからお聞きをしたわけです。

もちろん教育環境の整備ということで別府と嘉万が小学校が統合されて、保育園も統合されて、児童クラブも併設されるということであれば、教育環境整備という面では好ましいというふうに思うんですが、ただですね、今ある児童館、隣の商業施設ももう閉鎖をされます。そういうこと等含めてですね、現状の児童館ですよ。どういうふうにするのかとか、果たしてそこまでする必要があったのかとかですね、間に県道がありますからね。ある程度要望はあったというふうには思うんですが、その辺のことが非常に気になりました。何でもやればいいというもんじゃないかなというような、今ある施設を有効に活用していくっていうのも1つの行政の効率化という意味ではですね、制度面での効率化とは別にあるかと思えます。そういうことが気になりました。ですからお聞きをしたわけです。

もし、ほとんど利用がなくなるっていうことであれば、また解体費用とか跡地利用とかが当然出てくるわけですから、そういうことを地域とよく話されて、充分な対応していただきたいということをお願いをしていきたいと思えます。

次に、さきほどから話が出ております。危険家屋の問題なんですけど、このことに

については、我々がお願いした経緯がございます。そういうことでこういうふうなとりあえず行政にすれば迅速な対応が私は取れたというふうに私は思っております。

で理事者側の努力といいますか——高く評価したいと思っておりますが、最初にお願いをしたいんですね。補助金を出す以上は、要綱等を整備されてそれなりのひとつの基準を設けないと、人口減少社会におけるこういうふうな危険家屋は当然減ることはないと思うんですね。多くなっていくと思う。

財政的にも恐らく今の状況で国の補助があるわけではありませんし、単独の財政措置が必要になってくる。大変お荷物といったら語弊があるかもしれませんが、負担になってくるのが当然予測をされます。

それで、基本的にこの要綱の中にありますように50%を限度にですね2分の1が限度でしたね。それと上限も決めてございます。

それはそれでいいんですが、問題はですね、あくまでも補助事業であるということなんですよね。補助事業ということは、対象になられる方が残りを自己負担分を当然お支払いにならないとこの制度が機能しません。その辺のことがもちろんちょっと言い方が難しいんですが、個人的に、家庭的にその資金がないということで申し訳ないけれども隣近所にも迷惑をかけておるけれど対応が困難ですというふうに言われる方が多数だというふうに思うんです。

そういう中で、果たしてこの制度が円滑に運用といいますか、される事をどのように想定されておられるかお聞きをしたい。

○委員長（猶野智和君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 安富議員の御質問にお答えいたします。まさにあの委員おっしゃるとおり、補助金というものは、当然それにつくものとしては自己負担ということがございます。その部分につきましては、非常にその部分が個人個人の御事情等によりましてなかなか捻出がされにくいところが当然想定されます。

ですから、だからこそ市といたしましては単独の事業として最終的な特措法による代執行というような手続きを取る前に、何とか御自分で危険家屋を取り壊していただきたいという思いがございまして、少しでもそれが推進できればという思いで議員の皆様からもたくさん質問を受けておりますなかで、早急にこの補助事業を創設したわけがございます。

少しでも安く、取り壊しをされるということが自己負担の軽減につながるというふうにも思っております。市内にも数多くの土木関係、あるいは建築関係の業者さんもいらっしゃいます。実はそういったところから1つのサンプルを挙げて、今4社、5社の皆さんから基本的な取り壊し等についてどの程度かかってくるかというのをある程度見積もり等も頂いている中で少しでもそれが、安くなるように業者の皆さんにも市のほうからお願いでしかできませんが、お願いをしながらさらに我々のほうからも補助金を出しながら少しでも御自分の出すお金が少なくなるようにという方向で今、模索しておる状況でございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 言われるとおりだと思っわけです。1つだけ、補助事業でやるよということですから、最終的にそれがかなわなかった時には結果的に周囲近隣の住民の方の御要望、あるいはこの現状、空き家対策協議会、要するに特定空家に認定をした以上は、この補助事業がかなわなくっても今度は代執行ということ最終的になってくるわけですね。そうすると市が全額負担をせにゃならん。当面はその形になろうかと思っわけですね。

その時に問題なのがその個人が特定できてない人ならいいと思っわけですが、この今の事業でほんとは個人が処分しなきゃならないものに対して行政が介入していくわけですから、難しいと思っわけおるんわけですが、そういうことになるとどうしても行政の立場が厳しいものになってこようかというふうにお思っわけです。先ほど部長の言われるように業者に——もちろん見積っていうのは当然あるわけなんです、安いほうがいい。150万でできるより少しでも、10万でも20万でも安いほうがいいのは当然なんです。そうすると残りの個人負担分をどういうふうにお捻出させるのかということが代執行までいかない。行政の本来の仕事じゃないと言われればそれまでなんです、やらざるを得ない昨今の状況だということ。それと、もう1つあるんわけですが、当然補助対象になる方は税金とかを——この中に書いてありますよね、4条の（2）、税金等の滞納があつたら対象になりませんよっていうんわけですけど。恐らくそのような対応っていいんわけですか。受益者負担というのはおかしいか。自己負担分が払えないという方は、恐らくこういうふうな税金等も他の部分の滞納処理とかの関係もあるでしょうから調べたらすぐお分かりになるというふうにお

思うんですが、同じようなもの、全部こういうふうな感じになっている場合が多いんじゃないかと思って私はもう心配しておるんです。長くなってもいけません、困難が色々予想される中で、やはり行政として市民の安全安心を第一に事業に取り組むわけですから御苦労が多いかと思んですが、今申し上げたことも充分に対応を今後もしていただきたいと思えます。お願いしておきます。

最後の一件。72-23かな。その前の72-21ですね。これも学校施設整備費の中で市有林の木材を使いますっていうことに対する業務委託料を振り替えますよということなんですが、これに関して、私いいことだと思いますし、国産材の使用ということで特に林業関係の活性化が図られることはとてもいいことだと思うんですが、ちょっと外れるかもしれませんが、1つだけおそらくここまで委託料含まれるんですが、市有林の木材を使いますよってことですから場所が特定できているんだろうというふうに思うんですよね。そのことが1つと特定ができているのかどうかっていうことと市有林の状況が充分把握されて、今後こういうふうな事業というか少しでも林業の活性化とか地域の建設事業に対して、おそらく国産材使えば補助があるよとかも聞いておりますし、こういうふうな形で事業が展開していくのかどうかお聞きします。

○委員長（猶野智和君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 安富委員の御質問にお答えいたします。現在建設中であります秋芳桂花小学校につきましては、構造につきましては木造ということでございましてそれについて一部市有林を活用したいと考えております。その市有林につきましては秋芳町嘉万字土車集落名でいいますと、日峯集落の市有林、それと美東町大田字芦河内、集落でいいますと山根という集落が近くにあるようなんですがその市有林、活用させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（猶野智和君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 建物の建築物等について基本的には美祢市産の、いわゆる美秋林というブランドっていいですかあるわけですが、そちらのほう積極的に使っていくということで、今現在、市内で植林されているスギ、ヒノキ等につきましては50年生、60年生ということで、今使わなければという状況に至っている市有林も多くございます。

そういった中で、県の話になるかもしれませんが、県といたしましても県産木材

を積極的に使いましょうということで、一般住宅等についても県産木材を使った場合には、それが認定と言うんですかね——されれば、ある程度一般住宅でも補助金が国のほうからたしか50万程度だったと思いますが出る制度等もございますので、今林業の活性化ということが非常に重要になっておりますので、そういったようなところからも使用するという方向で考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 最後にしたいというふうに思うんですが、基本的にですね、終戦後に皆さんが一生懸命、70年近くたつわけですから、おそらく今農林課長が言われるように部長が言われるように、50年とか60年とかというふうな、今が使い時ですよというのがたくさんあると思うんです。で、私なぜこのことをお聞きしたかという、ひとつなんとかならないかという話を今相談されて、また御相談をしますが、市有林を借り受けてですね、昔、青年の山とかって感じで、植林をされて、手入れをされてっていう山が、実は私どものほうにあります。今言われたような所の——近くと言えば近くなんですが、それで、皆さんそれぞれですね、木が育つと一緒に年もとられます。で、なんとか終わりにしたいというか、処分してほしいって言うんですが、その処分の仕方がですね、今御存じのように労務費のほう——負担とかも含めて、経費のほうが高くて、ほとんど切り出してもお金にならないということで、恐らく難しいでしょうね。お金になって解散をするというのは難しいでしょうねっていう話をするんですが、そういうことも含めて、制度的にこれからそういうふうないろんな形で、部長は県内産と言われましたが、国内産を使うっていうことを、制度的に推進をされていくような状況には、私はあるうかというふうに思います。

そういうことで、もう一度市有林の今の状況っていうのをおそらく掴んでおられるかもしれませんが、精査をある程度されて、ここお金になるよ、ならないよってぐらいは掴まれたうえで、過去の契約——ですから、今私が話しているのは合併前の話しですから秋芳町の話ですよ。そういうふうなものがあって引き継いでおる。

だから、そういうことも含めて、ある程度条件がそろえば、そういうところも優先的に使ってあげるとかっていうふうなことの配慮が、ある程度必要じゃないかな

っていうふうなことを思います。

そういうふうなことを申し上げたうえで、御配慮いただけることをお願いして終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかに質疑はありませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 安富委員の質問の中の関連なんですけど、72-15をお開きいただきたいと思います。

先ほど、介護ロボットの話があったわけですが、1社ということなんです。美祢市内にはまた介護施設をもっておられる方が相当あると思うんですね。複数あると思います。

そうした皆さん方が、要望され、さらに県・国のほうから予算があるとするならば、今後進めていかれるお考えかどうかお尋ねをしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、平成27年度の国の補正予算の繰越事業という話をさせていただきました。この時点で、国のほうはこの介護ロボットに関する事業については、一旦打ち止めというような話を出されておりましたけれども、今月に入りまして新聞報道等で御存じだとは思いますが、厚生労働省の考えも少しシフトされて、介護ロボット導入に関して、また基準緩和等、また報酬改定等、そういったものについても検討していきたいというような話もございました。

市といたしましては、介護ロボットというものが、まあ介護されてくださる従業員の方たちも負担軽減につながるということもございますので、国の事業の動向等をみながら積極的に活用できるものは活用していく——導入できる事業と考えておりますので、その辺は市内に事業されております社会福祉法人、また民間の企業さん等ともですね、連携を図りながら導入促進に努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） わかりました。もともと今おっしゃったように介護就労者の負担軽減ということよりも、都会では介護支援のいわゆる就労者不足ということか

ら開発されてきてそれを補ったらどうかということも大きくあるんだろうと思うんですね。

そういう観点から見ますと、美祢市も昨年度CCRC構想を——まあこれ国の勧めなんです、手を挙げてつくりました。で、28年度に入りまして基本計画をつくるんだということなんです、実はそのままになっております。と申し上げますのは、こうしたひとつのはしはしです、いわゆる都会では介護支援就労者は今申し上げたように不足している。ところが、美祢市で本当に不足しているのかどうか。私の感じでは相当資格者もまだほかの事業に就かれておられます。

そうした雇用の機会をロボットに移していく。これは都会ではいいんですが、私は美祢市では余りまだ馴染まんのじゃないのかなあと。

それともう一つは、先ほど申し上げましたCCRC構想とは、反していくんですよ、考え方が。いわゆる都会から元気なお年寄りの方に移住していただいて、そしてその方が10年後、20年後に介護が必要となったとき、まあそうした形で、CCRC構想の中では2段階で、まあいわゆる2階建ての考え方で進めようとしておりました。

それは、一つはですね、そうしたお年寄りに関する就労の機会って言いますか、こういうものを創り出していこうというのが大きな目的の一つでもあったわけであり、それからしますと——今課長のお話からしますと、こうした構想から相反する動きになろうと思うんですね。

当然CCRC構想、今市長がおられませんので、質問はできませんが、おそらくまあ否定的だったんですね。今の市長は。そうしますと、やはりそうかなと。

もう一点は、総務民生委員会で出されました調査費、これも200万くらい。委員会ではもう可決しました。その時私は、特段の発言はしませんでした。ですが、あちらこちらを見ますと、やはりそのCCRC構想、あるいは、まち・ひと・しごと、そうした中での基本的な考え方から徐々にずれていっているというふうに私は認識しております。その点について、課長、答えられるならば答えていただきたいと思っております。

○委員長（猶野智和君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの竹岡委員の御質問に可能な限りお答えをさせていただきます。市内の介護保険の事業者の中の従事者不足について

てですけど、よく耳にするのが専門職が不足していますということを耳にする機会が多いというのが現状でございます。

そういった中でこのたびの介護ロボット導入される事業所につきましても、従前より従事者の方の高齢化が進んで負担が多くなってきておるということの中で、このたび介護ロボットを導入されるというお考えを示されたところでございます。こちらの1社につきましても介護ロボットを導入されると御決断をされましたけれども他の事業所におかれましても、可能であればというようなお声を聞いたことはございます。その理由の一つに先ほど申しました従事者の方の負担軽減というところでの御配慮ということで考えているところでございます。

CCRCの考え方との整合性がないというようなことでございますけれども、確かにCCRCというのが都会のほうから人を呼び込んで、稼働年齢層の方ひっくるめたうえで呼び込みたいということでございますけれども、呼び込むにあたっては様々な施設整備、従事者の方たちの雇用等も含めて考えていかないといけないという部分でございます。

美祿市の中でこのCCRCを進めていくにあたっては、そういった様々なことを考慮しながら事業展開していかないといけないところでございます。少ない専門職をより適切に配置できるような取り組みも必要かと思えます。そのような観点からも第7期介護保険事業計画等も策定していくというのが間近に迫っておりますので様々な観点で考慮しながら進めていきたいと考えております。

それで先ほど御質問いただいております件ですけども、介護ロボットをこのたび導入されるのが、介護支援ロボットで腰にこの機械をあてて移乗等の負担を軽減するというものでございます。介護支援型、自立支援型、コミュニケーション、セキュリティ型等様々なものが介護ロボットと一つの言葉で開発されていっております。今回の導入されるものは腰に装着して移乗等、体に負担を与える部分を少しでも軽減させていこうというタイプのものを導入する予定となっております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） ただいまの竹岡委員の御質問でございます。CCRC構想といわゆる乖離するのではないかという御質問でございます。確かにCCRC構想の、当時、構想の背景、三つほどあったわけでございますが、三番目として東京圏

において75歳以上の後期高齢者が10年間で175万人増加することが見込まれるということで、まさに竹岡委員が言われたように都市部での介護従事者の不足を補うのが介護ロボットじゃないかと言われるところはもっともなところでございます。

その一方でもう一つ、CCRC構想を進めるにあたっての現状と課題ということが国では示されているわけでございます。介護の現場では介護人材の確保が課題。団塊の世代が75歳以上となる2025年においては、国全体で最大250万人の介護人材が必要と推計されているわけでございます。したがって、CCRC構想とこのたびの介護ロボット購入補助、これについては大きく乖離するものではないというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ただいまの御答弁でよくわかりました。もう一つ付け加えるならば、さっき副市長が答弁されたようにこうした介護支援をされる専門職の方を今後美祢市においてどういうふうに人材育成をしていくかということが大きな政治的な課題だと私は思っております。

ぜひ、その辺にも力を注いでいただきまして、将来美祢市においてはそうした専門職がたくさん排出できるようなしくみをつくっていただくことを要望しまして質問を終わります。

○委員長（猶野智和君） ほかに質疑ございますでしょうか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 72-20、21ですけれども、小学校の整備事業ということで、主に主構造は木造ということでどういう経緯でそうされたかはわかりませんが、大変ええ構想だと思っております。美祢市は山に囲まれておりまして、人口林率もですね、相当50%から上いっとると思います。相当高い位置にスギ、ヒノキは美祢市はいっぱい生えておるといこういう美祢市は木材の生産工場でもないですけれど、そういう状況になっておると思います。ぜひとも、こういった木を使う手をこれからも、考えていっていただきたいと思っております。

さきほど、市有林は秋芳と美東から搬出されると聞きました。市有林も、膨大な蓄積があるというふうに私は知っております。これを使わんと、人間は、二十歳すぎると自立いたしますけれども、木というのは、伐採まで手がかかるという状況も

ありますし、これを早く使っていったってですね。なかなかスギというのは根が浅いから災害の要因にとかくなりがちですからね。しっかり手入れせんと。これを早く使っていくことは大変重要と思っております。

ぜひとも、木造が美祿市の木を一部ではなくて多く使っていただきたいと思っております。木を使うことによって、市内の経済を回すことで市内のいろんな方が潤うということで。

これも要望なんですけれども（「質疑のお時間ですので御要望は後ほど」と呼ぶ者あり）ちょっと言いますよ。市有林を切られた後、保安林ですから再造林ということになると思うんですけれども、再造林もスギ木もいいんですけれども広葉樹もええということでよくその辺を考えていただきたいということで、これはもうさきほど質問がありましたけれども、置きます。

もう一点ですね、保育所の整備なんですけれども、72-14、15。これ、設計料がかなり含まれておられます。私、保育所行ってみますと、真長田でしたが、子どもが雨の日に濡れてトイレにいくと。こういう設計になっております。なんでこういうこと設計になっておるのかと設計のわからん素人が設計したんじゃないかというこういうことを思います。ぜひとも、この設計につきましては、やすかろう、安い設計だけじゃなくて、現場の声も反映した設計にもっていったきまして子供が安心して生活できる保育所をつくっていただきたいというふうに思っております。とかく設計料はおそらく入札されると思いますが、安い設計料になると私は認識しておりますが、その辺もありますけれども、子供のためを思って現場の声も反映して設計をおこしていただきたいと思ひましてですね、これも要望ですけれども、予算に関わりますんで。ということで終わりたいと思ひます。

○委員長（猶野智和君） 要望等はその他のほうでお願いいたします。ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、これより議案第72号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議での本委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了いたします。その他委員の皆さんから何かございましたら御発言をお願いいたします。末永委員。

○委員（末永義美君） すみません。この席から。ジオパークセンター管理運営事業について1問だけお聞きします。

ジオパーク構想っていうのはとても重要なものであって、特にゲートウェイ事業、これは今度認定の更新、そして世界ジオパークを目指す上で世界各国からの来訪者がみて自然のすばらしさ、そしてそこにある設備の重要性、これを一目見てわかるようなものであってほしいと思います。

そこで先ほど、ちょっと管理委託料の中で案内業務とあったんですけども、その中にはいわゆる私も何度かお目にかかったことのあるジオガイドさんという方々がまず含まれているとすれば、ちょっとこれは私も一部不安ながらも考えながらいろんな思いがあったんですけども、末岡次長も同席されていたあるジオガイドさんたちの会の中でいろんな方々が世界ジオパークというものがピンとこない。別に世界じゃなくてもいいじゃないかと、というような話題になった時に8割、9割の方が世界ジオパークじゃなくてもいいというふうに手を挙げられました。そういった意味でこれほど、この500万円もまだいわゆる人件費も多く含まれる中で、よりよいガイドさん。誰がガイドでも同じような思いであたってほしいですから、この予算は、ガイドさんとか（聞き取り不可）とか人数からいってももっとももっとふやしてもいいと思っています。

ただし、その例の中で世界の意識がないのかあるのか。こういう思いではもう一度ジオガイドさんたちの研修とか思いとかを高めてほしいし、その辺をどう把握されているのか、その中には道の駅おふくの幹部の方々とかも秋吉台は秋吉の施設だから……

○委員長（猶野智和君） これは所轄の委員会の話になるようですので、これは改めて今度また決算の担当委員会がまた開かれると思いますので（「そうですか、そのほうがよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）そちらのほうがふさわしいよう

です。（「わかりました。また改めますので……御迷惑おかけしました」）また改めて。

他にございませんか。ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査・御協力、誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午前11時48分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年9月23日

予算決算委員長

猶野 智和